

令和5年2月13日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和5年2月13日（月曜日）午前9時58分～午前10時55分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和5年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- ②専決処分の報告について（青森市立筒井小学校校舎等改築工事）
- ③専決処分の報告について（青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事）
- ④専決処分の報告について（青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事）
- ⑤専決処分の報告について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- ⑧青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑨青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑩包括外部監査契約の締結について

(2) その他

- ①令和4年度第三セクター経営評価結果及び対応について
（公益財団法人青森学術文化振興財団）
- ②令和4年度第三セクター経営評価結果及び対応について
（一般財団法人青森市文化観光振興財団）

○出席委員

委員長	澁谷 洋子	委員	大矢 保
副委員長	長谷川 章悦	委員	渡部 伸広
委員	奈良 祥孝	委員	里村 誠悦
委員	村川 みどり	委員	奈良岡 隆

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	舘山 新	税務部次長	柴田 一史
総務部理事	佐藤 芳之	浪岡振興部参事	高野 光広
企画部長	織田 知裕	監査委員事務局次長	八木澤 透
税務部長	川村 敬貴	総務課長	竹内 巧

会計管理者 柿崎哲男
選挙管理委員会事務局長 山谷直大
監査委員事務局長 太田綾子
総務部次長 工藤拓実
企画部次長 館山公

契約課長 佐々木英次
企画調整課長 松島豊
納税支援課長 松本和久
青森地域広域事務組合事務局総務課長 井上悦子
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 木村結衣
議事調査課主事 笹雄貴

議事調査課主査 柿崎良輔

○澁谷洋子委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、三浦浪岡振興部長が文教経済常任委員協議会に出席のため、また、奥崎企画部理事が体調不良のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和5年第1回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「青森市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
令和5年第1回市議会定例会へ提出を予定しております青森市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

「1 制定理由」につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から、地方公共団体等は、新法が規定する全国的な共通ルールに基づき個人情報を取り扱うこととなり、その上で、地方公共団体等においては、開示請求に係る手数料など、法律の施行に必要な事項を条例で定めることとされたことから、条例を制定するものであります。

条例の内容について御説明する前に、個人情報の保護に関する法律の改正概要について御説明いたしますので、2 ページを御覧ください。

「1 法改正の概要」につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、これまで異なる法令で規定されていた民間事業者、国の行政機関、独立行政法人及び地方公共団体等の個人情報保護に係る規律が新法に統合され、併せて、国の独立規制機関である個人情報保護委員会が個人情報の取扱いを一元的に監視・監督することとなります。また、地方公共団体等における改正法の施行日は、令和5年4月1日とされております。

「2 新法の主な内容(共通ルール)」につきましては、個人情報の取扱いとして、個人情報の保有は必要な場合に限るなどとすることや、開示、訂正及び利用停止として、自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求できること、個人情報保護委員会との関係として、地方公共団体は、情報の提供を求めることができることなどについて規定されております。また、その他といたしまして、地方公共団体は、法律の施行に必要な事項を条例で規定できることとされております。

なお、表の下に米印で記載のとおり、個人情報の取扱いや開示、訂正及び利用停止につきましては、現行の青森市個人情報保護条例におきましても運用しているところであります。

1 ページにお戻りください。

「2 条例の主な内容」につきまして御説明いたします。

開示決定等を行う実施機関は、新法の適用対象機関と同様とするものであります。
保有個人情報の開示決定等の期限につきましては、新法では、①開示決定等の期限は開示請求があった日から30日以内となっておりますが、現行条例と同様、条例で15日以内とするものであります。これによりまして、②事務処理上の困難がある場合の期限の延長は30日以内のままいたしますので、③開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合に、相当の部分につき、開示決定を行えばよい期限を、①に連動して45日以内とするものであります。

次に、保有個人情報の開示請求に係る手数料につきましては、新法で、手数料の額を条例で定めることとされておりますので、現行条例と同様に無料とするものであります。

次に、開示請求による文書等の写しの交付等に係る費用を実費負担いただくことや、運用状況の公表につきましても、現行条例と同様とするものであります。

「3 その他」につきましては、(1)は、個人情報の保護に関する法律が全国的なルールとして適用されることから、現行の青森市個人情報保護条例を廃止し、また、青森市情報公開・個人情報保護審査会条例ほか3条例について、条例で引用しております青森市個人情報保護条例の条項を個人情報の保護に関する法律の条項に改める等の所要の整理を行うものであります。

条例の施行日は、令和5年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 今まで、情報公開・個人情報保護審査会があつて、審査請求したりしていたんですけれども、それが独立規制機関である個人情報保護委員会になるという理解でよろしいでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 今の御質疑についてお答えいたします。

個人情報保護委員会ではなくて、これまでの情報公開・個人情報保護審査会がそのまま、その役目を継続するものとなります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 でも、2ページ目には、地方公共団体は個人情報保護委員会に対して情報の提供を求めることができるということは、その上部団体になるという認識でいいですか。もし、その審査が不服であれば、個人情報保護委員会に不服審査請求するという流れになるということですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 その辺につきましては、担当課長からお答えさせます。

○澁谷洋子委員長 総務課長。

○竹内巧総務課長 総務課でございます。

審査請求に関しては、これまでと同じように、審査請求があつて諮問する先は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問していきます。また、一方で、先ほど来、お話に出ております個人情報保護審査会というのは、地方公共団体は、市と、その個人情報保護審査会の中で、例えば、何か分からないことがあるときとか、そういうときに、こちらから情報を尋ねられるということで、また、これは審査請求とは全く別で、審査請求は審査請求でこれまでどおりやって、これから、この個人情報保護審査会は、地方公共団体と、この委員会との関係で、分からないこととかを聞いたり、あるいは、何か漏えいがあったら報告したりする先ということになります。

○澁谷洋子委員長 村川委員——はい、どうぞ。

○館山新総務部長 すみません。今、総務課長から、個人情報保護審査会というお話がありましたが、個人情報保護委員会です。すみません。後段は個人情報保護委員会のことです。

○澁谷洋子委員長 村川委員、どうぞ。

○村川みどり委員 じゃあ、青森市情報公開・個人情報保護審査会条例が変わった際に、審査会のメンバーとかは、そのままか、それとも変わるんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

同審査会のメンバーについては、そのまま運営していきます。

〔村川みどり委員「はい、ありがとうございます」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「専決処分の報告について（青森市立筒井小学校校舎等改築工事）」から「専決処分の報告について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）」までの計4件については、関連がありますので、一括で報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和3年第2回定例会において御議決をいただきました青森市立筒井小学校校舎等改築工事、青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事及び青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事並びに令和4年第2回定例会において御議決いただきました青森市立西中学校屋内運動場改築工事の4件につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきますので御報告申し上げます。

なお、これらにつきましては、前回、令和5年1月の総務企画常任委員協議会において、専決処分をさせていただく予定である旨、あらかじめ御報告していた案件であります。

初めに、青森市立筒井小学校校舎等改築に係る3件の工事につきまして、変更内容が同様でありますことから、まとめて御説明いたします。

資料1を御覧ください。

変更内容であります。国においては、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、工事請負契約にインフレスライド条項を適用し、国直轄の公共工事について、新労務単価に基づいて請負代金額の変更を行うこととしたところであります。

インフレスライド条項とは、青森市工事請負契約標準約款第25条第6項に基づき、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに、発注者または受注者は、請負代金額の変更を請求することができるものであり、本市におきましても、国に準じた労務単価の引上げ等を踏まえ、相手方からそれぞれ請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、増額変更を行ったものであります。

変更契約額につきましては、②の特例措置適用後の金額24億7710万1000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が26億5844万7000円となり、増額分は1億8134万6000円、当初の契約金額と比べると7.41%の増額となります。

次に、資料2を御覧ください。

青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事につきましては、3の変更契約額のとおり、②の特例措置適用後の金額2億3287万円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が2億3471万8000円となり、増額分は184万8000円、当初の契約金額と比べますと1.37%の増額となります。

次に資料3を御覧ください。

青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事につきましては、3の変更予定額のとおり、②の特例措置適用後の金額2億6257万円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が2億6708万円となり、増額分は451万円、当初の契約金額と比べますと1.99%の増額となります。

続きまして、青森市立西中学校屋内運動場改築工事につきまして御説明いたします。

資料4を御覧ください。

変更内容であります。令和4年4月1日以降から適用する新労務単価の決定に伴い、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市におきましても令和4年4月8日付で特例措置を実施することとしております。

特例措置とは、令和4年3月1日以降に契約を締結した工事で、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更することができる措置ですが、本工事は、旧労務単価を適用した工事でありますことから、このたび、相手方から請負代金額の変更協議の請求があり、協議の結果、増額変更を行ったものです。

次に、契約金額の変更について御説明いたします。

資料の「3 変更契約額」のとおり、①の当初金額7億8100万円に対し、②の変更後金額が7億8399万2000円となり、増額分は299万2000円、率にして0.38%

の増額となります。

変更内容及び変更契約額については以上となりますが、これら4件の工事とも、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、令和5年2月6日、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により、変更契約の締結をさせていただいたところであり、同条第2項の規定に基づき、令和5年第1回定例会に報告することとしております。

説明は以上となります。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告につきまして、御質疑・御意見等はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 すみません。筒井小校舎等改築工事と筒井小学校校舎等改築電気設備工事と筒井小学校校舎等改築空調設備工事はインフラスライド条項の適用なんですけれども、西中学校屋内運動場改築工事だけは特例措置の適用で、これの違いって何なんですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、特例措置は、労務単価の変動のみに対応する措置で、令和4年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用している全ての工事が対象となるものであります。

一方、筒井小学校のインフラスライド条項につきましては、労務単価の変動のみならず、物価水準の変動や、これらに連動した共通仮設費等の諸経費の変動にも対応する措置で、令和4年2月28日以前に契約を締結している工事のうち、残工事が基準日から2か月以上ある工事で、変動額が請負金額の100分の1に相当する金額を超える工事が対象となるものであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、令和4年2月28日と同年3月1日以降で分けているということですか。すみません。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 そのほかに、いわゆる変動するのが、労務単価の変動——特例措置は簡単に言えば労務単価で、インフラスライド条項は労務単価以外の部分も関連して変動したものにかかるというような形になります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、何で西中学校の屋内運動場は、インフラスライド条項が適用されなかったんですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 まず、西中学校は、特例措置が適用になります。それで、後の

筒井小学校につきましては、特例措置が一旦適用された後にインフレスライド条項という形になっていきますので、その違いとなります。

○佐々木英次契約課長 契約課です。

先ほど村川委員がおっしゃったとおり、まず、日付——西中学校は、本契約は令和4年7月4日ですので、日付からして、インフレスライドの対象にならない。なので、先ほど言った令和4年2月28日、同年3月1日、まずそこで1つの線があります。それで、特例措置の対象になると。

それで、筒井小学校につきましては、昨年度も同じような特例措置をやっておりまして、今年度でいきますと、令和4年2月28日以前というのは特例措置の対象になりません。ですので、インフレスライド条項というのは、もうちょっと条件が厳しくなるんですけども、1%は自己負担、その代わり、労務単価だけではなくて物価上昇、他の工事の物価上昇、そういったものも見れるような制度。まず、これはもう、制度ですね。そういうふうなものを適用して、変更契約ができるというふうな形になっています。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 難しいですね。

それで、今回、インフレスライド条項が適用されたわけなんですけれども、物価高騰と、それから、賃金水準の変動による考え方の下、適用したということなんですけれども、実際、それが職員の賃金だとかにきちんと反映されているかというのは確認されているのでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

それぞれの物価のスライド等に関連して、その分の変更契約をしているものがありますが、こちらサイドとすれば、気持ち的には、その労務単価が上がっているという部分も踏まえて、その従業員に対して反映されるのは望ましいものと考えていますけれども、そこまでの確認というのは取っていません。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やっぱり、税金が払われているわけなので、きちんと、ここで働いている職員の賃金に反映されるかどうかというところまで確認する必要があるんじゃないかなと私は思うんですけども、それはどうでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

そもそも、その単価が、標準の労務段階よりも高い金額で雇用している場合もありますので、それを役所側から、今、インフレスライド条項を使ったからといって、それをすぐ反映しろというのは、いわゆる経営に対することとお話するのと同じこととなりますので、それはできかねるものと考えております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やっぱり、私は、税金が投入されているものなので、確認というか、きちんと職員に対して賃金の反映というのは必要だと思うので、考えとしては、きちんと支払われているかどうかというのは、確認あるいは実地指導みたいな形でやる必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

さっきの特例措置とそのインフレスライド条項のところ、後でもう1回教えてください。お願いします。

○澁谷洋子委員長 ほかに御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ質疑はこれにて終了します。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

企画調整課職員が運転する公用車による物損事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分についてであります。

本件につきましては、去る令和4年12月14日開催の本常任委員会において事故の報告を申し上げたところであります。

当該事故につきましては、令和4年8月1日月曜日、企画調整課職員が公用車を港町三丁目11番6号の駐車場敷地内にバックで駐車しようとしたところ、目測誤りにより、同駐車場に駐車していた相手方車両に市車両の左後部を接触させてしまい、相手方車両のフロントバンパー右側を損傷させたものであります。

その後、損害賠償について双方協議したところ、市が相手方に対し、この事故による賠償費として5万3394円を負担することで示談が調いましたことから、令和5年2月1日に、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

なお、当該専決処分につきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、令和5年第1回青森市議会定例会に報告させていただくものであります。

私からは以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和5年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

青森県市町村総合事務組合は、資料の1に記載しておりますとおり、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規定に基づいて設

置された一部事務組合であり、現在、資料の中ほどにあります規約別表第1に記載される9市、30町村、21一部事務組合、3広域連合の計63団体が加入し、資料の下方にあります規約別表第2に記載の11項目の事務を共同処理しております。

本市は、規約別表第2の第10号、市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理するため、平成27年4月1日付で当組合の構成団体となっております。

資料の「2 規約変更について」は、規約別表第1に令和5年6月1日から当組合の構成団体に八戸市を加えること、また、規約別表第2の第10号の事務を共同処理するために八戸市及び十和田市を加えることとなりましたことから、規約を変更するものであります。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減もしくは一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされており、令和4年12月26日付で、当組合から構成団体であります本市に規約変更の協議依頼がありましたことから、このことについて、令和5年第1回青森市議会定例会に提案する予定とさせていただいているところであります。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和5年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料を御覧ください。

「1 制定理由」であります。県が制定した青森県国民健康保険運営方針が令和3年2月に改定され、将来的な国民健康保険水準の統一に向けて、令和7年度までに県内市町村の保険税算定方式を所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の3方式に統一することとされたところであります。

今回の改正は、この青森県国民健康保険運営方針に基づき、青森市における国民健康保険税の基礎分、後期高齢者支援分、介護納付金分のうち、現行、所得割額、被保険者均等割額の2方式となっている介護納付金分について、新たに世帯別平等割額を追加し、3方式に見直しをするため、制定するものであります。

それでは、主な改正項目について御説明申し上げます。

別紙「青森市国民健康保険税（介護納付金）に係る算定方式の見直しについて」を御覧ください。

「1 保険税算定方式見直しの目的」であります。ただいま申し上げました制定理由のとおりであります。

なお、県の特別交付金の評価基準において、「保険料水準の統一（算定方式）」が追加され、算定方式の見直しに向けた進捗に応じて交付金の増額が見込まれることから、令和7年度を待たずに早期に見直しを図ることとしたものであります。

次に、「2 見直しに当たっての前提」であります。今般の保険税算定方式の見直しについては、本市の国民健康保険事業における将来的な財源不足を補うための税率改定ではなく、県内市町村間における算定方式の差異の解消を目的とするものでありますことから、見直しの前後で被保険者の実質的な税負担額に極力増減が生じない方法を検討いたしました。

具体的には、平等割額として新たに賦課する負担増分を、これまで賦課してきた同じ応益割の一種である均等割額から同程度減じることで、被保険者の税負担額が増加することを抑制しております。

次に、「3 被保険者均等割と世帯別平等割の賦課割合の設定」についてであります。青森県国民健康保険運営方針においては、市町村標準保険料率の算定に当たり、応益割における均等割と平等割の賦課割合を、国民健康保険法施行令に規定されていた標準割合を参考に、均等割70対平等割30と設定されておりますことから、今般の算定方式見直しに当たっては、その割合と同様の割合を適用しております。

このことから、新たな保険税については、算定方式見直し後の1人当たりの均等割額と1世帯当たり平等割額の合計金額を、見直し前の1人当たり均等割額と同額の1万3800円とし、均等割額は9260円、平等割額は4540円としたものであります。

続きまして、「4 介護納付金に係る新たな均等割額・平等割額の前提条件及び試算結果（概要）」についてであります。新たな均等割額と平等割額により、令和4年度当初の賦課データを用いて試算した結果では、均等割額と平等割額の合計金額が見直し前の均等割額と同額であるため、単身世帯においては、下表米印1のとおり税負担に増減が生じないものの、均等割は被保険者1人に賦課されるものに対し、平等割は1世帯に対して賦課されるため、複数世帯においては、下表米印2のとおり世帯全体での賦課額が見直し前に比べ減額となっております。この試算による保険税減収は、下表米印3にお示ししておりますが、調定額ベースで647万1200円の減、収入額ベースで562万4767円の減となります。

改めて、参考資料の「保険税算定方式見直し時の介護納付金における各世帯ごとの影響額について」を御覧ください。

この表は、様々な世帯構成において見直し前後でどのような影響があるかをシミュレーションしたものであります。

世帯構成により、40歳から64歳までに課税される介護納付金の対象人数が1人の場合は、改正前と課税額は変わらず、2人以上になると課税額が減少しております。また、均等割額が1万3800円から9260円となり4540円が減額となるため、介護納付金の対象人数が2人以上になると、軽減なしの場合、1人当たりの影響額は

4540 円の減額となりますが、実際の課税額の計算では、所得割額、均等割額、平等割額を合算した後に、100 円未満の端数を切捨てするため、4600 円程度の減額となります。

保険税減収分への対応についてであります。先ほどお話し申し上げましたとおり、県特別交付金において、本市の保険税算定方式の見直しをすることで増収が見込まれることから、当該増収分を保険税減収分に充てることとしております。

なお、このたびの保険税算定方式見直しにつきましては、令和 4 年 12 月 21 日に、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置している青森市国民健康保険運営協議会に対しまして諮問したところであり、当運営協議会において御審議いただいた結果、令和 5 年 1 月 23 日に、今般の算定方式の見直しは、県の保険料算定統一のためには必要不可欠であり、県交付金の増収による財政的なメリットの最大化を図るためにも、早期に見直しを進めるべきであるとの意見を集約し、諮問内容どおりに、青森市国民健康保険税介護納付金に係る算定方式の見直しを了承するものであるとの御答申をいただいたところであります。

私からの説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告につきまして、御質疑・御意見等はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 減収分の対応で、県の特別交付金の増収が見込まれるということなんですけれども、どの程度の増収が見込まれているのでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和 3 年 2 月に県の運営方針を変更したことから、令和 7 年度までの間に、県内 40 市町村が同じ算定方式に、まず、全体で統一しなさいという方針の下、インセンティブを与えるために、県がこの対応をした自治体に対して交付金を交付しております。令和 3 年度の実績であります。この 3 方式の統一を条例で対応したところについては、3500 万円程度の交付実績があります。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 青森市に対して年間 3500 万円ですか。それとも令和 7 年度までで 3500 万円ですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 県の交付金は、単年度で要綱を定めて交付しておりますので、令和 3 年度の実績を見ますと、令和 4 年度に行ったことで、令和 5 年度に 3500 万円程度をいただくということを見込んでおりますけれども、これは、毎年その基準を見直しているところでありますので、また、県内 40 市町村のうち、どんどん対応しているところがあれば、そのインセンティブを与えるための交付金の額は減額される可能性もあります。そういうことで、令和 5 年度と同額の 3500 万円程度を令和 7 年度まで継続していただけるかどうかというのは、見通しはいただいておりません。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 他に御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和5年第1回定例会に提出を予定しております青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、「1 制定理由」について御説明申し上げます。

国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産に要する経済的負担を軽減するために、出産育児一時金と、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を補償する制度である産科医療補償制度の掛金相当額を支給しているところであります。

このうち、出産育児一時金の支給額につきましては、出産にかかる費用が年々増加していることから、令和4年12月15日に開催された国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の推計等を勘案し、全国一律で50万円に引き上げるべきという方針が決定されたところであります。

このことを踏まえ、令和5年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日から、出産育児一時金の支給額を、40万8000円から8万円を引き上げ48万8000円とされたため、青森市国民健康保険条例の一部を改正し、出産育児一時金の支給額を改めようとするものであります。

次に、「2 条例の改正項目」を御覧ください。

青森市国民健康保険条例については、出産育児一時金の支給額について規定しております同条例第7条第1項中の「40万8千円」を「48万8千円」に改めるものであります。

この改正に伴う出産育児一時金等の支給総額は50万円となり、これまでの支給総額から8万円の増額となっております。

なお、本条例の施行期日は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行期日と同日の令和5年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 あんまり深掘りすればあれなんですけれども、とりあえず今日は、この負担割合、国・県・市の負担割合をお示してください。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 3分の1が国保税で賄われることになっていまして、3分の2が市の一般財源からということになりますけれども、その3分の2相当額は、国の交付税によって措置されるので、国と市の負担割合は1対2というふうな状況であります。

なお、今年度につきましては、増額分についてさらに1件当たり5000円の追加の財政補填があるというふうに伺っております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市が2ですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 市が1に対して国が2であります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それで、今年度だけは、1件当たり5000円の増額は国が出してくれるということですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 施行が4月1日からですので、今年度でなくて来年度ということになります。

失礼しました。今のところ私どもが伺っているのは、1年だけは、さらに5000円の追加財政補填があるというふうに伺っております。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 他に御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「包括外部監査契約の締結について」報告を求めます。監査委員事務局長。

○太田綾子監査委員事務局長 令和5年度包括外部監査契約の締結について御説明いたします。

包括外部監査の契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ議会の議決を経ることとされておりますことから、令和5年第1回定例会に提案を予定しているものであります。

包括外部監査は、中核市に毎年度の実施が義務づけられており、市の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者が監査を行う制度であります。

それでは、資料を御覧ください。

まず、契約の概要であります。包括外部監査の実施に当たり、令和5年度に係る契約を締結するものであります。

契約の目的は、包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出であります。

次に、契約の相手方につきましては、本市在住の公認会計士、高橋政嗣氏としたいと考えております。

今年度、議会の御議決を経て、日本公認会計士協会東北会青森県会の推薦である高橋氏と契約を締結しておりますが、高橋氏は、本市の財務管理などの状況を把握していることや、これまで本市や青森県の包括外部監査人補助者としての経験もあり、地方公共団体の財務監査事務に精通し、優れた識見を有するものと認められることから同氏が適任であると判断したものであります。

なお、地方自治法の規定では、同一人と連続3回契約することが可能となっております。

次に、公認会計士と契約を締結する理由であります。公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であることから、包括外部監査契約の締結者として適任であると考えていることなどであります。

なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴くこととなっておりますが、監査委員からは、高橋政嗣氏と契約を締結することについて異議がない旨の回答をいただいているところであります。説明は以上です。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「その他」の報告を求めます。

初めに、「令和4年度第三セクター経営評価結果及び対応について（公益財団法人青森学術文化振興財団）」について報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、令和4年度第三セクター経営評価結果及び対応について御報告いたします。

本市では、平成22年10月に策定しました青森市第三セクターに関する基本方針におきまして、第三セクターの経営状況及び経営評価の結果を、毎年度定期的に議会に対して御報告することといたしております。

本常任委員協議会への報告対象法人は、公益財団法人青森学術文化振興財団、それから、一般財団法人青森市文化観光振興財団の2団体であります。

初めに、公益財団法人青森学術文化振興財団につきまして御報告いたします。

お手元の資料「令和4年度第三セクター経営評価結果及び対応について」を御覧ください。

この資料につきましては、今年度の経営評価結果及びこれを踏まえた今後の法人や市の対応についてまとめたものであります。

「1 令和4年度 経営評価」をお願いいたします。

経営評価における評価項目につきましては、「目的適合性」などの6項目とし、第一次評価を当該法人が、第二次評価を当局が、それぞれ、「概ね良好」、「改善の余地あり」、「大いに改善を要する」の3段階で評価しております。

当該法人は、第一次、第二次評価のいずれも、全ての項目において概ね良好と評価したところであります。

次に、「参考 令和3年度決算」であります。当期損益は34万3000円のマイナス、累積損益につきましては、2億8617万5000円となっており、市からの収入はありません。

次に、「2 第三セクターの対応」につきましては、令和3年度に策定した経営戦略プランに基づき、設立目的の実現に向けた取組を継続することとし、その取組状況としまして、令和4年度につきましては、経営戦略プラン及び市の指導を踏まえ、助成制度の追加など、事業内容の見直しを行いながら、大学等による地域還元への支援を行うとともに、資産運用による事業費の確保により安定的な経営に努めているところであります。

令和5年度以降につきましても、資産運用による安定・継続した事業費・運営費を確保しながら、効率的・効果的な事業実施に努めていくこととしております。

「3 市の対応」であります。財団が実施する助成事業につきましては、ポストコロナに向けて事業内容を見直すこと、懸賞論文事業につきましては、応募テーマの見直しや周知先を増やし、応募しやすい環境を構築することを指導するとともに、資産運用収入により事業を実施している財団でありますことから、今後も計画的な資産運用により健全経営を継続すること、効率的・効果的な事業実施を促していくこととしております。

なお、参考資料として、経営評価の詳細を記載した経営評価シートなどを添付しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 すみません。ちょっと基本的な話を教えてほしいんですけども、市からの収入がないということは、全部基金の運用でということなんですか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 御指摘のとおり、基金——市と県の出資により20億円基金を持っていますけれども、そちらを国債など安全資産で運用して、生み出された運用益で大学等に助成をするという事業で、市から何か補助を出してるとかそういうものはありません。

○澁谷洋子委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 というと、今の金利の状況でいくと、どれぐらい持つんですか。そういう見通し、計画は立てているんですか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 実は今、コロナの関係で、大学側のこの助成金の申請がかなり減ってきておりました。過去、コロナ前は2000万円以上助成していたんですけれど

ども、今は、1300万円とか減ってきておりまして、今、当期損益で若干の赤字に出ていますけれども、毎年度、この運用収入を2000万円程度助成に回していたものが、ちょっと助成が少ないので、今、黒字が出てしまっているような状況で、何か、すぐお金が尽きるような状況にはなっていないという状況です。

○**澁谷洋子委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ありがとうございます。

○**澁谷洋子委員長** ほかに御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和4年度第三セクター経営評価結果及び対応について（一般財団法人青森市文化観光振興財団）」について報告を求めます。企画部長。

○**織田知裕企画部長** それでは、次に、一般財団法人青森市文化観光振興財団について御報告いたします。

事前にお渡ししました参考1「青森市第三セクター経営状況基本情報シート」に実は修正が3か所ありました。この場で訂正させていただきたいと存じます。

まず、基本情報シートの4ページをお願いいたします。

「③具体的な取組目標」のうち、経営目標の内容の4段目の「文化スポーツ事業所事業収入」の令和4年度目標が4096万4000円になっておりましたが、正しくは、4億966万4000円となります。

それから、10ページをお願いいたします。

「②自立性の視点」の1段目の「市からの収入（競争によらないもの）割合」の令和元年度の数字が、過去配信したときは7.8%となっておりましたが、正しくは7.6%となっております。

それから、「③効率性の視点」の2段目の「人件費率」の令和元年度の数値が100%となっておりましたが、正しくは23.8%でありました。

修正済みの資料を配信しております。この場でお詫びして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、資料に基づきまして御説明させていただきます。

第三セクターの経営評価結果及び対応についてであります。

「1 令和4年度経営評価」を御覧ください。

当該法人は、第一次、第二次評価のいずれも、全ての項目において概ね良好と評価しております。

令和3年度決算ですが、当期損益が256万9000円、累積損益は2719万7000円となっております。また、市からの収入は、全体で6億2698万2000円、経常収益に占める割合は74.3%となっております。このうち約9割が指定管理料が占めております。

次に、評価結果を踏まえた「2 第三セクターの対応」であります。令和4年

度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はありましたものの、施設の休館はなく、イベントなどもほぼ計画どおりに、各事業所において実施することができました。また、令和4年7月にリニューアルされたユーサ浅虫におきましては、「あさむしマルシェ」や「パンとコーヒーまつり」などの開催のほか、各種イベントの実施による来館者の増加策に努めているところであります。

令和5年度以降につきましては、引き続き、当財団の経営健全化に向け、地域住民の利用の促進に努めるとともに、青森市や関係団体との連携を強化し、持続可能な法人として収益性の高い自主事業を展開していくこととしております。

最後に、「3市の対応」といたしまして、ユーサ浅虫に関しましては、令和4年7月にリニューアルオープンし、物販コーナーの改修やキッズコーナーの設置、案内表示の改修等を行い、浅虫地域の拠点として、観光客のみならず地域住民の利用促進を図り、魅力ある道の駅となるよう取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症の流行による集客の減少を踏まえ、毎月売上状況を確認し、改善に向けた検討・協議も行っており、今年度の収支は改善の方向に向かっているところであります。

今後は、財団全体の当期損益の黒字化に向けて、経営戦略プランに基づいた取組等の着実な実施、収益事業の更なる検討・実施を求めていくこととしております。

また、先ほどの青森学術文化振興財団と同様、参考資料として経営評価シート等を添付しております。後ほど、御確認いただきたいと存じます。

説明は以上であります。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(会 議 終 了)